

サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム 中小企業対策強化WGの設置について

1. 中小企業対策強化WGの設置について

中小企業のサイバーセキュリティ対策強化のため、現状の課題や官民が取り組むべき施策や方向性について幅広く検討することを目的とし、サプライチェーン・サイバーセキュリティ・コンソーシアム規約第14条第5項及び第15条第1項に基づき、中小企業対策強化WGを設置する。

2. 同WGにおける審議内容について

《取組検討セッション》 20名程度の委員（以下3.参照）による取組の検討

○取引先（発注元）が求める中小企業のセキュリティ水準について

○中小企業のセキュリティ対策の動機づけに向けた各種取組検討

－ 「サイバーセキュリティお助け隊」ブランド化に向けたサービス基準案及び審査機関基準案の検討

－ 「SECURITY ACTION」制度の更なる普及に向けた検討 等

《情報共有セッション》 コンソーシアム会員に向けた情報共有

○中小企業へのサイバー攻撃の実態にかかる情報共有

○官民の関連施策及び取組の紹介 等

3. 同WGにおける委員について

運営委員のうち、森井 昌克 神戸大学教授をWG座長とし、「中小企業の情報セキュリティ普及推進協議会¹」における検討メンバーである中小企業関連団体、及び業種別業界団体等から以下のとおり計20名程度の委員を選任する。

選任する委員については、WG座長において取りまとめの上、第1回WG開催前に運営委員に書面にて報告するものとする。

【中小企業対策強化WG 委員イメージ】

- 神戸大学教授 森井昌克（座長）
- 一般社団法人中小企業診断協会 1名
- 全国社会保険労務士会連合会 1名
- 全国商工会連合会 1名
- 全国中小企業団体中央会 1名
- 特定非営利活動法人 ITコーディネータ協会 1名
- 特定非営利活動法人 日本ネットワークセキュリティ協会 1名
- 独立行政法人中小企業基盤整備機構 1名
- 日本商工会議所 1名
- 一般社団法人情報処理安全確保支援士会 1名

その他、業種別業界団体から委員選任予定。

4. 同WGの今後の検討スケジュール（案）について

2020年11月または12月に第1回WGを開催、その後の委員間での調整を経て、年内又は年始に審議結果（お助け隊サービス基準案等）について運営委員会に報告するものとする。

以上

¹ 中小企業と関わりの深い商工団体・士業団体の全国組織、IT関連団体、及び関連施策の実施機関である独立行政法人を中心とした、中小企業の自発的な情報セキュリティ対策への取組みを促す活動を推進するための協議会（2017年設立）。